第10回実務修習・テキスト 正 誤 表

不動産鑑定評価の実務に関する講義テキスト

誤 正

P.7 Ⅲ. 最終行

②成果報告書に記載された以外の目的での使用 及び成果報告書に記載されていない者への調査 価格等の開示は想定していない旨。 ②成果報告書に記載された以外の目的での使用 及び成果報告書に記載されていない者への調査 価格等又は成果報告書の公表・開示・提出は想 定していない旨。

P. 59 (成果報告書作成段階)

● 成果報告書への記載義務:「不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価」及び「やむを得ず不動産鑑定評価基準に則ることができない場合の価格等調査」の場合、依頼者プレッシャーに関する事項として、公正妥当な態度を保持し、良心に従い誠実に評価を行った旨を成果報告書の署名押印の箇所のできるだけ近い場所に記載

● 成果報告書への記載義務:「不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価」及び「やむを得ず不動産鑑定評価基準に則ることができない場合の価格等調査」の場合、依頼者プレッシャーに関する事項として、公正妥当な態度を保持し、良心に従い誠実に評価を行った旨を鑑定評価書の署名押印の箇所のできるだけ近い場所に記載